

## 空港インフラへの規制のあり方に関する研究会 報告書（案）要旨

### 成田空港（成田国際空港株式会社）

#### 1. 完全民営化の推進のために必要となる措置

成田空港が、我が国経済及び国民生活に果たしている役割、空港建設を巡る歴史的経緯等を踏まえ、完全民営化後の成田空港会社が以下の責務を引き続き適切に遂行することを担保する必要

利用者ニーズ、国の航空政策等を踏まえた適切な事業運営、設備投資  
国の安全保障の確保  
テロ・ハイジャックの未然防止  
大規模災害等への適切な対処

##### （1）行為規制

完全民営化後の行為規制については、民間の創意工夫を活かした柔軟な事業運営を行うことができるよう大幅に緩和

空港の円滑な事業運営のため、空港周辺地域に対する生活環境改善への配慮、所要の事業実施については、完全民営化後も継続

安全保障の観点から空港に期待されている役割を的確に果たすため、現行法令の運用により適切な対応を図ることが必要

テロ・ハイジャックの未然防止及び大規模災害等への適切な対処に係る責務については、現行法体系で成田空港会社に課せられている責務を完全民営化後も適切に遂行することが必要

##### （2）資本規制

我が国の開かれた投資環境整備のため、資本規制の検討に当たっては内外無差別を前提とする

成田空港は我が国の経済活動・国民生活に欠くことのできない公共インフラであり、設置・管理のあり方は国益に密接に関わるものであることから、特定の者の利害が空港の運営方針に影響を与え、空港の公正かつ平等な運営や他空港との公正な競争を妨げないよう、大口資本規制を導入すべき

大口資本規制の割合は、20%と33%という立法例があるが、一の株主による影響力を過大なものとさせない等の観点から20%とすべき

## 2. 完全民営化の段階的实施

羽田空港の国際化、成田空港の更なる能力拡大といった国の航空政策上重要な政策を適切に遂行するために、成田空港の設置・管理については、当面、国が主体的に関与できる余地を残すべきであり、そのため、政府は当面、成田空港会社の株式の一部を保有すべき

国の株式保有割合は、1 / 2 と 1 / 3 という立法例があるが、完全民営化の趣旨から会社の自主性をできる限り発揮させる等の観点から、1 / 3 とすべき

株式売却のスケジュールは、首都圏空港に係る航空政策の進捗状況、民間法人に対する政府出資の売却に係る政府全体の取組状況、株式市況等を総合的に勘案して決定すべき

### **羽田空港旅客ターミナルビル（日本空港ビルデング㈱）**

#### **羽田空港ビル会社に対する措置**

検討に当たっては、旅客ターミナルビルが単なる商業施設に止まるものではなく、航空保安維持のために重要な役割を担っている等、滑走路等の基本施設と共に空港機能の一翼を担う公共性の高い施設であることに留意

#### (1) 行為規制

羽田空港ビル会社の担う公共的責務を担保するため、空港法に基づく空港機能施設事業者としての行為規制と、国有財産の適切な使用・管理の観点からの規制の的確な運用がなされるべき

安全保障、大規模災害への対応の観点からは、羽田空港の役割は重要であり、羽田空港ビル会社を成田空港会社と同様、有事法制上及び災害対策基本法上の指定公共機関に指定する可能性について検討する必要（P）

#### (2) 資本規制（P）

##### **【資本規制に肯定的な立場】**

羽田空港の公共性・公益性に鑑みれば、旅客ターミナル事業の公正かつ平等な運営を確保すべきであり、羽田空港ビル会社に対しても大口株式保有を課すべき

##### **【資本規制に否定的な立場】**

羽田空港ビル会社が既上場であることから、新たに資本規制を課すことは既存の株主の権利を損なういわゆる「後出し規制」になる恐れがあること、成田空港と異なり、羽田空港全体の管理を国が行っていること等を踏まえ、新たに資本規制を課すべきでない